

**令和6年4月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議事録**

**令和6年4月19日開会**

**丸亀市農業委員会**



## 農業委員会事務局出席者

事務局長	谷本 孝二	主 査	中山 弘美
事務局次長	大西 良明	主 任	宮内 隆匡
主 査	佐々木武志		

## その他の出席者

農林水産課	丸尾 泰久	財) 香川県農地機構	馬場 由美子
農林水産課	造田 忠彦	財) 香川県農地機構	池田 広美
農林水産課	西山 善行		

## 議事日程

### 農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. 令和6年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見の回答について
3. 令和6年度最適化活動の目標の設定等について
4. その他

### 報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

### 土地に関する議題

- 議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第21号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第22号 許可後の事業計画変更申請について

### 報 告

- 報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

### その他

## 令和6年4月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

### ●事務局長（谷本孝二君）

はい。皆さんおはようございます。定刻が参りましたので、只今から令和6年4月の農業委員会定例総会の方を開会させていただけたらと思います。開会に先立ちまして4月で人事異動がありましたので、まず農業委員会の事務局に関する職員の紹介をさせていただけたらと思います。すいません、本庁の方で岩崎が建設課の方に異動になりまして、後任で佐々木が参っています。あと飯山市民総合センターで、8月に退職されました山口の後任で宮内が参っています。あと本庁の方で秋山が昇任しまして主任になっています。本庁の事務局は私と次長の太西、あと佐々木と秋山の4名とあと会計任用職員で小笹という女性の職員が現在おります。あと5月からですね新たに会計年度任用職員が1人増える予定になりますので、5月以降本庁は6名体制になります。飯山市民総合センターは、去年もおりました香川と宮内の2人、綾歌市民総合センターは河田と中山、ここは変わっておりません。よろしくお願ひします。はい。あと農林水産課の方、異動がありましたのでご紹介をさせていただきます。農林水産課の方、農業の方に関係ありますのが副課長の高山の方が異動になりまして後任で丸尾の方が来ております。で、後でちょっと説明がありますので挨拶もその時にさせていただきます。あと香川県農地機構の方が、馬場と香川で、香川が辞めて馬場1人になっていたんですが、池田農地集積専門員さんがこれまして、また2人体制になっています。はい、すいません、農地機構、ちょっとここで2人とも抜けたら事務が止まりますので、農地機構の2人につきましては、ここで退座をさせていただけたらと思います。よろしくお願ひします。はい。あと進行につきましてちょっと座って失礼をさせていただきます。本日、机の上にお配りしております書類は、次第と左側にホッチキス留めで4枚ぐらいかな、令和6年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見に対する回答書というやつと、あとカラー刷りの地域計画に基づくと書いているカラー刷りの書類と、あと緊急連絡、職員の異動がありましたので新たな職員の携帯番号等を修正させていただいているものを置かせていただいています。あと事前にお配りしております議案等もお出しいただけたらと思います。議事進行につきましては松永会長の方でよろしくお願ひできたらと思います。

### ●会長（松永哲夫君）

おはようございます。新年度を迎え最初の例会でございます。よろしくお願ひします。先ほど紹介がありましたように、事務局職員、農地機構の職員さんもお替わりになりました。新たな体制でやっていくことです、どうぞよろしくお願ひいたします。今日もたくさんの議題があります。また、1つ1つ審議をお願ひしたいと思ひます。また後、地域計画策定まであと1年となりましたがまた何かとご協力よろしくお願ひいたします。それでは進行させていただきます。本日の出席委員は15名で、過半数の方が出席されていますので総会が成

立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、4番の内田委員さん、5番の平山委員さんをお願いいたします。それでは最初に、農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。お願いします。

●事務局長（谷本孝二君）

はい。失礼いたします。農政に関する議題といたしまして、1つ目 農業振興地域整備計画の変更について 2つ目 令和6年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見の回答について、3番目といたしまして、令和6年度 最適化活動の目標の設定等について、4番 その他でございます。よろしくをお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議題1 農業振興地域整備計画の変更について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課（西山善行君）

令和6年4月1日締め切りの4月分 丸亀農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更につきまして、ご報告させていただきます。お手元の農業振興地域整備計画の変更についての資料ですが、資料1 変更等理由書と資料2 位置図がございます。資料1の変更等理由書、一番左の番号12番までありますが、対応している番号は、資料2の位置図 右肩に記載をしております。それでは変更等理由書の番号順に、農用地区域からの除外につきましてご説明差し上げます。資料を読み上げる関係で、座らせていただきます。

番号4-1 川西町南・・・面積4,911㎡・・・が小売店舗を整備します。

番号4-2 三条町・・・面積385㎡・・・が分家住宅を整備します。

番号4-3 三条町字・・・面積430㎡・・・が分家住宅を整備します。

番号4-4 垂水町・・・面積717㎡・・・が分譲住宅を整備します。

番号4-5 垂水町・・・面積562㎡・・・が非農家の自己住宅及び資材置き場を整備いたします。

番号4-6 土器町西1丁目・・・面積965.00㎡の内274.39㎡・・・が分家住宅を整備します。

番号4-7 綾歌町岡田上・・・面積1,422.00㎡の内494㎡・・・が分家住宅を整備します。

番号4-8 綾歌町岡田上・・・面積3,313.00㎡の内2,538㎡・・・が分譲住宅を整備します。

番号4-9 綾歌町岡田東・・・面積2,042.00㎡の内900㎡・・・が事務所兼モデルハウス用地を整備いたします。

番号4-10 飯山町上法軍・・・面積637㎡・・・が事務所を整備します。

番号4-11 飯山町下法軍・・・面積4,056㎡・・・が分譲住宅を整備します。

番号4-12 飯山町川原・・・面積279㎡・・・が分家住宅を整備します。

以上除外 12 件、16,183.39 m<sup>2</sup>の申し出となっております。変更区分地域別の内訳は、3 ページの表にあらわしてございます。よろしくお願いたします。以上です。

●事務局長（谷本孝二君）

すいません、今説明がありましたが、位置図の方が 4-7 と 4-8 が多分テレコになっていますので、ご訂正をお願いしたと思います。4-7の方が4-8の太陽光の方ですね。4-8の方が4-7の分家住宅ですので、訂正のほうお願いできたらと思います。

●会長（松永哲夫君）

そしたら説明終わりましたですけれども、この件について何かご質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にご意見もないようですので、農業振興地域整備計画の変更については、異議のないものといたします。西山様ありがとうございました。つづきまして、議題2 令和6年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見に対する回答については、昨年6月に改選前の委員の皆様にご意見や要望を提出いただきまして、その内容により新年度の予算や政策に反映いただけるよう、昨年10月20日に市長、市議会議長へ提出いたしました。本日はその意見書への回答について、農林水産課 丸尾副課長様、造田担当長様にご出席いただきました。説明をお願いします。

●農林水産課（丸尾泰久君）

こんにちは。この4月から人権課から異動になって参りました丸尾と申します。農林水産課の方は初めてで何も不慣れでございますが、どうぞよろしくお願いいたします。それでは座って説明させていただきます。丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見に対する回答をさせていただきたいと思います。まず1番、担い手の育成、担い手への農地利用の集積集約化について、(1) 目標地図の作成にあたっては、農業委員会その他、市、農地機構、JA、土地改良区など各関係機関が共通認識のもと、横断的連携によって取り組みを進めていくために、県が主体となって詳細な行動計画の作成、課題の解決など、きめ細やかな支援を要請されたいという意見に対する回答です。地域計画の目標地図作成にあたっては、各関係機関と共通認識を持って横断的連携により進める必要があると考えております。

県には地域計画策定に当たり、連絡を密にしながら、課題の解決など、きめ細やかな支援を要請して参ります。(2) 核となる担い手の経営規模拡大が限界に達しつつある中、10年先の農地利用を見据えた目標地図の作成は極めて困難な作業となる。目標地図が担い手の意向を最優先に、耕作地集約化を重点として経営効率

化に資するものとなるように支援されたいという意見に対する回答です。農業委員会がこれから作成する目標地図の素案をもとに、目標地図が担い手の意向を最優先に耕作地集約化を重点とし、経営効率化に繋がるよう支援しながら、目標地図を作成して参ります。2 遊休農地等発生防止解消について、(1) 農地機構が単に遊休農地であることや、地域に受け手がないことをもって借受基準に適合しないと判断されることがないように、中間管理機能を強化するなど、措置を講じ、遊休農地を含めた集積集約化が図られるよう、国、県へ要請されたいという意見に対する回答です。農地機構が単に地域受け手がいないことをもって借受基準に適合しないことがないように、遊休農地を含めた集積集約化が図られるよう国、県に要請していきます。なお、農地機構から地域の農業委員及び推進委員にご相談があった際にはご協力をお願いいたします。(2) 農地としての利用、或いは維持が困難な場合の対処として、粗放的管理法による地域での農地保全の取り組みの促進に向けて、理解の醸成を図られたいという意見に対する回答です。農地の利用や維持が困難な場合の1つの管理方法として、緑肥景観形成作物、飼料作物やソバなどの栽培、水田の水張りなどの省力的かつ簡易な手法による粗放的な管理方法を、関係機関とも情報共有し、農地所有者に周知して参ります。3 農業への新規参入などの促進について、(1) 認定農業者など専業従事者以外に農業を担うものへの支援のあり方を明確にし、補助事業実施について検討するなど、新規就農の契機となる対策を講じられたいという意見に対する回答です。今年度から県において多様な農業人材支援事業が実施されます。これは、地域農業を担う多様な農業人材が立てる経営計画を県が策定し、この認定者を多様な認定人材とし、県が計画達成に必要な機械、施設の導入を支援するものです。詳細は6月ごろに香川県ホームページ及び農業者向けチラシで周知し、補助率は県6分の1、市6分の1で合わせて3分の1、補助上限金額は200万円と伺っております。本市としても県と連携してこの事業を支援して参ります。4 その他といたしまして、(1) 有害鳥獣の被害抑制対策については、毎年着実な取り組みがなされ、確実に効果が上がっていると思われる。引き続き効果的な防御及び捕獲対策を実施されるとともに、今後はICT機器を活用した先進的な取り組みの普及促進並びに購入助成支援の可能性について、調査研究を進められたいという意見に対する回答です。

有害鳥獣の被害抑制対策につきましては、侵入防止柵設置に関する補助や狩猟免許取得に対する補助を実施しており、猟友会による有害鳥獣の捕獲頭数も増加傾向にあることから、引き続き対策を継続して参ります。また、ICTを活用した機器の導入や効果など、先進的な技術につきましても、調査研究を進めて参りたいと考えております。(2) これまでも、食用米生産臨時支援金や農業用肥料価格高騰対策支援事業補助金などで、急激な農業経営環境の悪化に対する支援をいただいているが、生産経費の増加が長期化する懸念があることから、食料の安定供給を図るため、農業者所得の減少に応じた的確な農家支援を継続されたいという意見に対する回答です。現在、肥料や農薬など、生産資材の高騰のため、経営継続に支障をきたしている市内の稲作の農業者に対し、6年度の生産意欲の向上と営農継続を支援するため、5年産水稻生産者に1反1万円の支援を行う主食用米生産臨時支援金を行っております。今後につきましても、近年急激に変化している農

業経営環境に適した施策に取り組んで参ります。(3) 低迷する日本の食料自給率を向上させるためには、生産者の努力だけでは達成できるものではなく、消費者の理解と協力が不可欠である。農業体験学習や出前講座などのイベントを企画開催するなど、消費者が農業、農村を知り、触れる機会を設けることで、食、農に対する意識改革に取り組み、地産地消などの推進を図られたいという意見に対する回答です。

食料自給率を向上させるため、生産者の努力はもとより、消費者の理解と協力が不可欠であると認識しております。そこで本市では小学校を中心に、低学年での生活科、高学年での総合的な学習時間で農業体験活動を実施するなど、食育の推進に努めており、学校給食においても、地元農産物を積極的に取り入れ、地産地消に努めております。また、丸亀農産物マルシェというイベントを開催し、地元の生産者が直接販売したり、地元の農産物を使った商品などを販売し、地産地消の推進を図っております。今後ともこのような体験活動やイベントを関係機関や生産者と連携し、地産地消等の推進に努めて参ります。以上です。

●会長（松永哲夫君）

ありがとうございます。この件につきましては先ほど申し上げましたように、昨年10月に私と副会長2人で、前の委員さんのご意見ということで取りまとめましたものを、市長、議長に要望したものでございます。で、今ご回答いただきましたですけども、この件について何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。大分詳しいこと書いておりますので、もしありましたらどうぞおっしゃってください。

●会長（松永哲夫君）

特にご意見もないようですので、令和6年度農地等利用の最適化の推進に関する意見に対する回答につきましては異議のないものとしたしまして、今後とも農地利用の最適化の推進に、また市の方ともご指導、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。丸尾副課長様、造田担当長様ありがとうございます。西山さんありがとうございます。でここで一応ご退席、ありがとうございます。そして続きまして、議題3 令和6年度最適化活動の目標の設定等について事務局より説明いたします。お願いします。

●事務局次長（大西良明君）

失礼します。それでは事前に送付してまいります令和6年度最適化活動の目標の設定等についてという資料をお手元にご用意ください。

令和4年度から年度初めに委員さんが一人一人農業委員会の三大業務であります、農地の集積集約、遊休農地の解消、新規参入の各項目について、目標を設定し、年度末に結果、実績を点検評価するというふうに定められております。なお令和5年度の実績点検評価につきましては、5月の定例総会の議案とさせていただきます、今月は、令和6年度の目標設定について説明いたしますのでお審議よろしくお願ひいたします。1ページ

目ローマ数字1 農業委員会の状況、1 農業委員会の現在の体制、2 農家・農地等の概要につきましては、ご覧のとおりです。一枚めくっていただいてローマ数字2 最適化活動の目標の1 最適化活動の成果目標の(1)農地の集積①現状及び課題というところで、令和5年度末でこれまでの集積面積821haで集積率31.7%となっております。それに対しまして②香川県の集積目標としまして、令和12年までに集積率67%を達成すると定まっております。6年度で新規集積面積、例年通り100haとしています。目標を達成すれば集積率が35.6%になるという計算になります。次に(2)遊休農地の解消についてですが、①現状及び課題令和5年度パトロール調査を実施した結果、1号遊休農地が約11ha、内訳として緑区分の遊休農地、簡単な草刈等で再生が可能な遊休農地が3ha、あと、重機等で基盤整備等を行わなければ、再生が難しい遊休農地が黄色区分8haとなりました。②の目標ですけれども、アのa緑区分の遊休農地の解消、緑区分の遊休農地の解消目標面積、これにはですね規定の数字がありまして、令和3年度時点の遊休農地面積の5分の1の面積を目標面積とするというふうにございますので、3haといたします。b黄区分の遊休農地の解消、令和3年度黄区分の遊休農地が6haとなっておりますが、荒廃が進んだ農地の再生につきましては、現在まだ具体的な目標を定めておりません。イ新規発生遊休農地の解消、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地は0.4haでしたので、今年度中に解消すると、荒廃が進まないうちに6年度中に解消するという目標になります。次のページ(3)新規参入の促進については表のとおりでございます。

続いて、2最適化活動の活動目標というところで、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数、これは引き続き一人当たり月6日といたします。(2)活動強化月間の目標はご覧のとおりです。7月8月の利用状況調査、通称パトロール調査ですけれども、市内の農地の全筆調査を、タブレット端末を使って実施していただきます。なおこのタブレット端末の使い方につきましては、また今後ですね、旧丸亀、飯山、綾歌それぞれで開催する予定にしております。また、島しょ部の農地パトロールですが海寄りの地区の委員さん、役員さん、職員で、5月末か6月初旬に実施したいと思っております、お声がかかりましたらご協力のほどよろしく願いいたします。(3)新規参入相談会の参加目標ということで、これにつきましては、令和4年度、令和5年度とも参加実績がございません、6年度は農林水産課さんとも連携し、少なくともどこかで1回は参加できたらということで、目標を考えております。最後、A3の資料をご覧ください。委員さん一人一人のお名前を入れております。大きな表のところ、0が並んでいますが、それは今年度皆さんが活動していったら、毎月どの項目を何日活動したかという日数が、入るようになります。真ん中から少し下辺りの表ですけれども、(2)の①成果目標の達成状況の欄で、目標については、すでに事務局の方で記載しております。担当地区ごとの集積、遊休解消に対する目標値を、地区ごとの農地面積で案分して記載しておりますので、ご理解いただけたらと思います。以上、令和6年度の活動目標につきまして、県に提出し、法令に基づき、ホームページで公表したいと思っております。ご審議よろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりました。結構いろんな具体的な目標設定となっておりますので、どうぞ皆さん、この件について何かご質問がありましたらどうぞおっしゃってください。農業委員、推進委員になって半年経っておりますので、今年の1年間の1つの計画にもなっておりますので。ご意見ございませんか。この通りの活動をやっていただけますでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

はい。よろしいですかね。そしたら特にご意見もないようですので、異議のないものといたします。こういう目標に沿って今年も活動をよろしくお願ひしたいと思います。あと、その他議題ございますか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告・連絡事項に移ります。報告1 定例農家相談の開催結果について、事務局から報告いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼をいたします。本日お配りしています次第の裏面に、農家相談結果を記入させていただいています。先月の結果ですが、飯山市民総合センター開催分は、令和6年3月27日 尾崎委員さん、市役所本庁開催分は、4月5日 大西委員さん、綾歌市民総合センター開催分は、4月10日 牛田委員さんで、午前9時から11時の間で受付を行いました。相談はございませんでした。

次回の農家相談につきましては、飯山市民総合センター開催分は、4月30日火曜日 竹田委員さん、本庁開催分は、5月7日火曜日、田中委員さん、綾歌市民総合センター開催分は、5月10日金曜日 小松委員さんの担当で、それぞれ9時から11時までの受付となっております。農家相談の手引きをお持ちの上ご出席をいただけたらと思います。以上でございます。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようです。その他の報告事項ありますか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告は終わりました。続いて土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君） はい。失礼いたします。土地に関する議題といたしまして5件、報告事項2件でございます。

議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第21号 農用地利用集積計画の決定について

議案第22号 許可後の事業計画変更申請について

報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは議案、議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒にご審議よろしく申し上げます。議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。案件は4件です。

1番 中津町・・・合計面積2357.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2番 中津町・・・合計面積2172.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人

へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

3番 綾歌町岡田上・・・合計面積 429.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

4番 飯山町東坂元・・・合計面積 360.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

以上4件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると思込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第4号の農作業常時従事要件及び第6号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対してご質問、ご意見はありませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、採決いたします。議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から4番の各案件を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特にご異議も無いようですので、議案第18号 農地法第3条許可申請4件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。次に、議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

2 ページをお開きください。議案第 19 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 4 件です。

1 番 津森町・・・面積 617.65 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 313.65 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この申請地は、平成 5 年頃に造成し、隣接する宅地と一体利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、準住居地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

2 番 田村町・・・面積 621.00 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 221.00 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この申請地は、昭和 29 年頃住宅を建築し現在まで宅地として利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、準工業地域等の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

3 番 飯野町西分・・・面積 936.78 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 597.70 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この申請地は、昭和 43 年頃に造成し、倉庫及び作業場として現在まで利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、一部、農用地区域内農地ですが、令和 6 年 1 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4 番、城西町二丁目・・・面積 332.83 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 207.92 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この申請地は、昭和 30 年頃、住宅を建築し現在まで宅地として利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、近隣商業地域等の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。以上 4 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしく申し上げます。

●会長 (松永哲夫君)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

●会長 (松永哲夫君)

それでは採決いたします。議案第 19 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番

から4番の各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長 (松永哲夫君)

ご異議も無いようでありますので、議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請4件は、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。次に、議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長 (大西良明君)

3ページをお開きください。議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。案件は17件です。

1番 津森町・・・合計面積2,424.00㎡ (内併せ利用地1,410.00㎡) 【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、店舗1棟の建築整備を図るものです。なお、申請地の一部において平成5年ごろ一部を造成し、駐車場等として利用してきましたが、今回の申請をもってあわせて無断転用の解消を図るものです。申請地は、第1種住居地域等の指定がされ、第3種農地に区分されます。

2番 津森町・・・合計面積2,424.00㎡ (内併せ利用地1,538.00㎡) 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、店舗1棟の建築整備等を図るものです。なお申請地の一部において、平成5年ごろ造成し、これまで駐車場等として利用してきましたが、今回の申請をもってあわせて無断転用の解消を図るものです。申請地は、第1種住居地域等の指定がされ、第3種農地に区分されます。

3番 中津町・・・合計面積1,149.93㎡ (内併せ利用地244.93㎡) 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、社員寮1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

4番 田村町・・・合計面積621.00㎡ (内併せ利用地400.00㎡) 【議案読み上げ】

この申請地は、昭和29年ごろ住宅を建築し現在まで宅地として利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって使用貸借権の権利設定を行い、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、準工業地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

5番 田村町・・・合計面積1,980.00㎡ (内併せ利用地414.00㎡) 【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、店舗1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第1種住居地域等の指定がされ、第3種農地に区分されます。

6番 田村町・・・合計面積3,368.00㎡（内併せ利用地885.00㎡）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、小学校の運動場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番 田村町・・・合計面積3,368.00㎡（内併せ利用地885.00㎡）【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、小学校の運動場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番 川西町北・・・合計面積4,565.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅14棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和5年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番 郡家町・・・合計面積499.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和6年1月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番 郡家町・・・合計面積1,249.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地住宅4棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和5年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11番 原田町・・・合計面積459.60㎡（内併せ利用地80.60㎡）【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

12番 飯野町東二・・・合計面積3,313.35㎡（内併せ利用地109.35㎡）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、事務所工場等の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、一部、第1種農地に区分されますが、事業の目的を達成するうえで、農地を提供することが必要であり、第1種農地の割合が3分の1を超えず、隣接する宅地と一体利用する場合の例外規定に該当するため転用できるものと考えます。

13番 飯野町西分・・・合計面積4,813.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅16棟の建築整備を図るものです。申請地は、一部、農用地区

域内農地ですが、令和5年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

14番 垂水町・・・合計面積463.89㎡（内併せ利用地134.89㎡）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和6年2月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

15番 広島町釜の越・・・合計面積817.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、店舗兼研修施設1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

16番 土器町東七丁目・・・合計面積5,715.02㎡（内併せ利用地121.02㎡）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲11区画の造成整備を図るものです。申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

17番 田村町・・・合計面積537.35㎡（内併せ利用地141.35㎡）【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、申請番号6番及び7番でご説明いたしました、小学校の運動場を整備するため、必要な工事用の仮設道路の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、令和6年10月末までの一時転用申請であるため、転用できるものと考えます。

以上17件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

●農地利用最適化推進委員（宮武俊博君）

10番の特定建築条件付売買予定地とはどういうものか教えてください。

●事務局次長（大西良明君）

はい、今ご質問のありました特定建築条件付売買予定地。新しい委員さんになって、初めて出てきた言葉だと思います。過去、度々こういった申請形式があったわけなんですけど、書いてある定義を読み上げますと、分譲住宅の発展形といいますか、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、転用事業者又は事業者の指定する建築業者と土地購入者が一定期間内に建築請負契約を締結すること、一定期間に建築請負契約を締結しなかった場合は売買契約が解除される契約となっていること、販売できなかった土地は販売事業者が自ら住宅を建築すること、といった要件となっています。専門的な定義で分かりにくいとは思いますが、そこは分譲住宅とは違い、分譲住宅は、所謂、建売住宅で、特定建築条件付というのは、売り建てといいますかそういった形となっています。

●農地利用最適化推進委員（宮武俊博君）

●●さんという人が、ここに建築するのに関わっているという風な感じなんでしょうか。

●事務局次長（大西良明君）

あくまで、転用事業者である譲受人の側がすべて計画を進めるので、土地所有者は一度、その土地を事業者に売却しますと特に責任が及ぶものではございません。

●農地利用最適化推進委員（宮武俊博君） それともう一点、12番の第1種の許可要件で、3分の1うんぬんという話があったんですけど、これ聞き逃したんですけど、何で第1種が許可になるのか説明をお願いします。

●事務局長（谷本孝二君）

県の事務処理要領で第1種農地、普通は基盤整備地が多いんですけど、飯野の場合は、水路改修した時に、若干、区画整形で面積を測量したり、入り合わせをしたりしているケースがあったりして、その部分が第1種の農地扱いになる部分が、飯野町東二では多々あります。県道縁なんですけど、一応転用基準上では、第1種だけではダメなんですけど、他の土地を使って全体事業計画の中で3分の1までだったら第1種農地は認めましょうとなっています。新規の場合はそうなんですけど、今後、事業計画が拡大した場合には、既存の事業地の同等面積までは、第1種農地の転用ができるようになりますので、新規の場合は三分の一、事業所の拡張の場合は、既存と同じまでの面積はいけるようになりますので、その点ご理解いただければと思います。

●農地利用最適化推進委員（宮武俊博君）

ありがとうございました。

●会長（松永哲夫君）

よろしいですか。他何か意見ございませんか。特にご意見がございませんでしたら、それでは採決いたします。議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から今日追加の17番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

はい。異議がないようですので、議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請17件は、原案の通り許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。続きまして、議案第21号 農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、10ページをお開きください。議案第21号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。10ページから68ページにかけて記載しています。申請件数はあわせて、112件、筆数264筆、面積243,636.50㎡となっております。詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりましたが、今の説明に対しまして何かご意見ご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第21号 農用地利用集積計画の決定について、112件の各案件につきましては、原案の通り処理していくことといたします。次に、議案第22号 許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

69 ページをお開きください。議案第 22 号 許可後の事業計画変更申請についてでございます。案件は 2 件です。

1 番 飯山町真時・・・面積 8,202.00 m<sup>2</sup>、

この案件は、令和 3 年 5 月 11 日、分譲住宅 27 棟の建築整備を図る計画で、農地法 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を 2 年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

70 ページをお開きください。

2 番 飯山町川原・・・面積 3,650.00 m<sup>2</sup>、

この案件は、令和 3 年 5 月 17 日、分譲住宅 12 棟の建築整備を図る計画で、農地法 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を 2 年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

以上ご審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松永哲夫君）

ただいま説明ありましたが、何かご質問ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にご異議も無いようでありますので、議案第 22 号 許可後の事業計画変更申請について、整理番号 1 番から 2 番の各案件につきまして、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。それでは、報告事項に入ります。報告第 10 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認については、一括して、事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君）

続いて、71 ページをお開きください。報告第 10 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出についてでございます。報告は 9 件です。

1 番 金倉町・・・合計面積 496.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】、

この案件は、令和 5 年 8 月 31 日、相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせん等の希望はございません。

2 番 金倉町・・・合計面積 1,451.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】、

この案件は、令和 5 年 8 月 31 日、相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせん等の希望はございません。

72 ページをお開きください。

3番 金倉町・・・合計面積 545.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】、

この案件は、令和5年8月31日、相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせん等の希望はございません。

4番 中津町・・・合計面積 1,955.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】、

この案件は、令和5年2月3日、相続により農地を取得したものです。なお、委員会によるあっせんの希望がございましたので、今後、地区の委員さん、または農地機構に相談をさせていただきます。

5番 中津町・・・合計面積 601.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】、

この案件は、令和6年2月7日、相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせんなどの希望はございません。

73 ページをお開きください。

6番 三条町・・・合計面積 3,306.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】、

この案件は令和6年2月17日、相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせんなどの希望はございません。

7番 飯野町東分・・・合計面積 1,655.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】、

この案件は、令和5年11月26日、相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせんなどの希望はございません。

74 ページにかけてでございます。

8番 綾歌町岡田上・・・合計面積 11,565.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、令和5年9月22日、相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせんなどの希望はございません。

75 ページにかけてでございます。

9番 飯山町東坂元・・・合計面積 7,826.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、令和5年12月31日、相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせんなどの希望はございません。

続いて76 ページをお開きください。報告第11号、農地法第18条第6項の規定による通知確認についてでございます。報告は1件です。

1番 中津町・・・合計面積 859.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の権利設定がされていたものですが、労力不足のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

失礼しました。報告第10号、第11号について、何かご質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

それでは以上で報告事項は終わります。以上で4月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。ありがとうございました。

（終了10時50分）